

## 兵庫県自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

### 第1 事業の目的

母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備のないまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。また、父子家庭においても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。

そこで、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。

### 第3 実施主体

本事業の実施主体は兵庫県（以下「県」という。）とする。

### 第4 対象者

本事業の支給対象者は、県内（市部を除く。）に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

### 第5 対象講座

本事業の対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

### 第6 支給額等

自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（5(1)及び(2)の講座を受講する者）  
当該受給資格者が対象教育訓練受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の

60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（5(3)の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、160万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

- (3) 受講開始日現在において第6(1)及び(2)以外の受給資格者

前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金についてはなお従前の例によることとし、(2)の40万円を20万円に、160万円を80万円に読み替えて支給するものとする。

## 第7 事前相談の実施

受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておく。

事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握する。

また、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介する。

## 第8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続

- (1) 受給要件の審査、対象講座の指定

訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙様式1「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」（以下、「受講対象講座指定申請書」という。）を提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。

- (2) 指定申請時の審査

県は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をする。

- (3) 教育訓練の講座の指定通知

県は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対象講座の指定を行った場合には、別紙様式2「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知する。

- (4) 受講対象講座指定申請書の添付書類

受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。ただし、下記イの所得の額の証明書について、県が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意した場合（ただし、控除対象扶養親族の前年の所得額の証明書については同意書（別紙様式7）を提出した場合）には、その提出を省略する。

その他の書類について、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこととする。

ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額をする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人

扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式3「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限

訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

(6) 受給要件の審査方法

受給要件の審査にあつては、必要に応じて審査会等を開催し、その緊急性や必要性を考慮して判定する。

(7) 受給要件の審査に係る留意事項

ア 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて

訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあつては、過去の受給の有無について確認する。

イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて

過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと思えられる場合は、支給して差し支えないものとする。

ウ 教育訓練給付の受給資格の確認について

訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住居所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認する。

(8) 対象講座について

対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うものとする。

また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

(9) 特に支援が必要と認められる者への取扱いについて

訓練給付金について、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合のみ、受講対象とするという趣旨を踏まえ、就業経験が乏しい者など、県において特に支援が必要と認められる者については、事前相談の段階から、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することにより、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。

## 第9 訓練給付金の支給申請

(1) 支給申請

ア 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、知事に対して、別紙様式4「自立支援教育訓練給付金支給申請書」（以下、「支給申請書」という。）を提出すること。

イ 県は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

県は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、別紙様式5「自立支援教育訓練給付金支給決定通知書」により申請者に通知する。

(2) 支給申請の期限

支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。

なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

(3) 支給申請書の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、下記イの所得の額の証明書について、県が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意した場合（ただし、控除対象扶養親族の前年

の所得額の証明書については同意書（別紙様式7）を提出した場合）には、その提出を省略する。また、その他の書類について、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこととする。

ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額をする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者）については、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式3「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 受講対象講座指定通知書

エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

オ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

カ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

#### (4) 訓練給付金の支給の審査に係る留意事項

受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、本要綱第8に関わらず、教育訓練講座の指定を受けた者と見なして差し支えない。

### 第10 訓練給付金の請求

知事は、支給決定通知を行ったあと、当該対象者から提出される、別紙様式6「自立支援教育訓練給付金請求書」により給付金を支給する。

### 第11 周知・広報等

- (1) 県においては、必要に応じて、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するものとする。
- (2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の証明を行う教育訓練施設の協力が不可欠であり、本事業について教育訓練施設が必要な情報については、積極的に提供するものとする。

### 第12 経過措置

- (1) 平成29年4月1日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にあらかじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がある。雇用保険法第60条の2第4項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成29年4月1日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。
- (2) 令和3年7月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻

と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であったときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

### 第13 附則

- (1) この事業を実施するにあたり、必要なことは別に定める。
- (2) この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- (3) この要綱は、平成19年10月1日から適用する。
- (4) この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- (5) この要綱は、平成24年8月1日から適用する。
- (6) この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
- (7) この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- (8) この要綱は、平成26年10月1日から適用する。
- (9) この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- (10) この要綱は、平成28年1月1日から適用する。
- (11) この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- (12) この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- (13) この要綱は、平成29年7月18日から適用する。
- (14) この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- (15) この要綱は、平成30年8月1日から適用する。
- (16) この要綱は、平成30年11月1日から適用する。
- (17) この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- (18) この要綱は、令和元年7月1日から適用する。
- (19) この要綱は、令和3年3月1日から適用する。
- (20) この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- (21) この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- (22) この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

## 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	個人番号		( 歳)
②住所	(〒 - )	電話 ( ) -	
	電子メール		
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない。		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付を受けたことがある・ない。		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注7参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	氏名		
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
申請者の地方税法上の扶養親族に 該当 ・ 非該当			
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 健康福祉事務所 (担当者氏名)		
自立支援教育訓練給付金の支給要件の該当性を審査するため、県が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。 (氏名)			
(備考)			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 7 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
  - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
  - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 8 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、県の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			( 歳)
②住所	(〒 - )		電話 ( )
			-
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
※			

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

令和 年 月 日

兵庫県知事

印

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

兵庫県知事 様

住所  
氏名  
電話 ( ) -  
電子メール

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

・この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。

・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。

- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
- ② あなたと生計を一にしている
- ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
- ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

## 自立支援教育訓練給付金支給申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事

様

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金事業の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	個人番号		( 歳)
②住所	(〒 - )	電話 ( ) -	
		電子メール	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用	入学科 円、受講料 円 合計額 円		
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注2参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生  ( 歳)
	氏名		
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
申請者の地方税法上の扶養親族に 該当 ・ 非該当			
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 健康福祉事務所 (担当者氏名)		
自立支援教育訓練給付金の支給要件の該当性を審査するため、県が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。(氏名)			
(備考)			

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 2 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
  - (1)現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
  - (2)婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。((※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)
- 3 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、健康福祉事務所の児童扶養手当担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

## 自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

兵庫県知事 印

さきに申請のあった自立支援教育訓練給付金は、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

①支給金額	円 (受講費用 円)
②教育訓練施設の名称	
③教育訓練講座の名称	
④教育訓練の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)
(備考)	

注 支給金額は受講費用（入学金及び受講料の合計額）の6割相当額

## 自立支援教育訓練給付金請求書

金 円也

ただし、自立支援教育訓練給付金として、上記金額を請求します。

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

氏 名

電 話 ( ) ー

電子メール

## 同意書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

申請者氏名  
電 話 (            )            —  
電 子 メール

下記の者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号又は第3号（同法第31条の10において準用する場合を含む。）に基づく事務手続きを処理するために限って、給付金の算定基礎となる対象年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者 (申請者)	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

- 1 同意する者が自ら署名を行ってください。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状を添付してください。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所記入は省略しても構いません。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載してください。